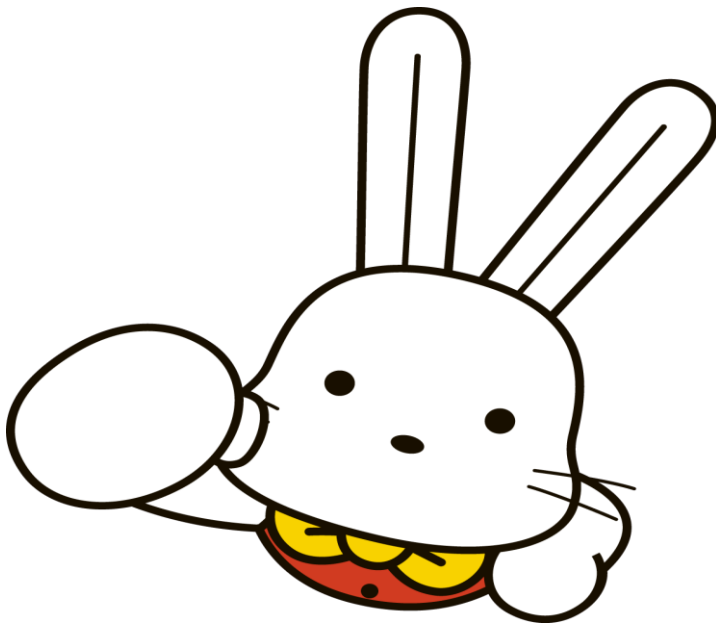


## 第4章

# 計画の推進

### 1 計画の推進



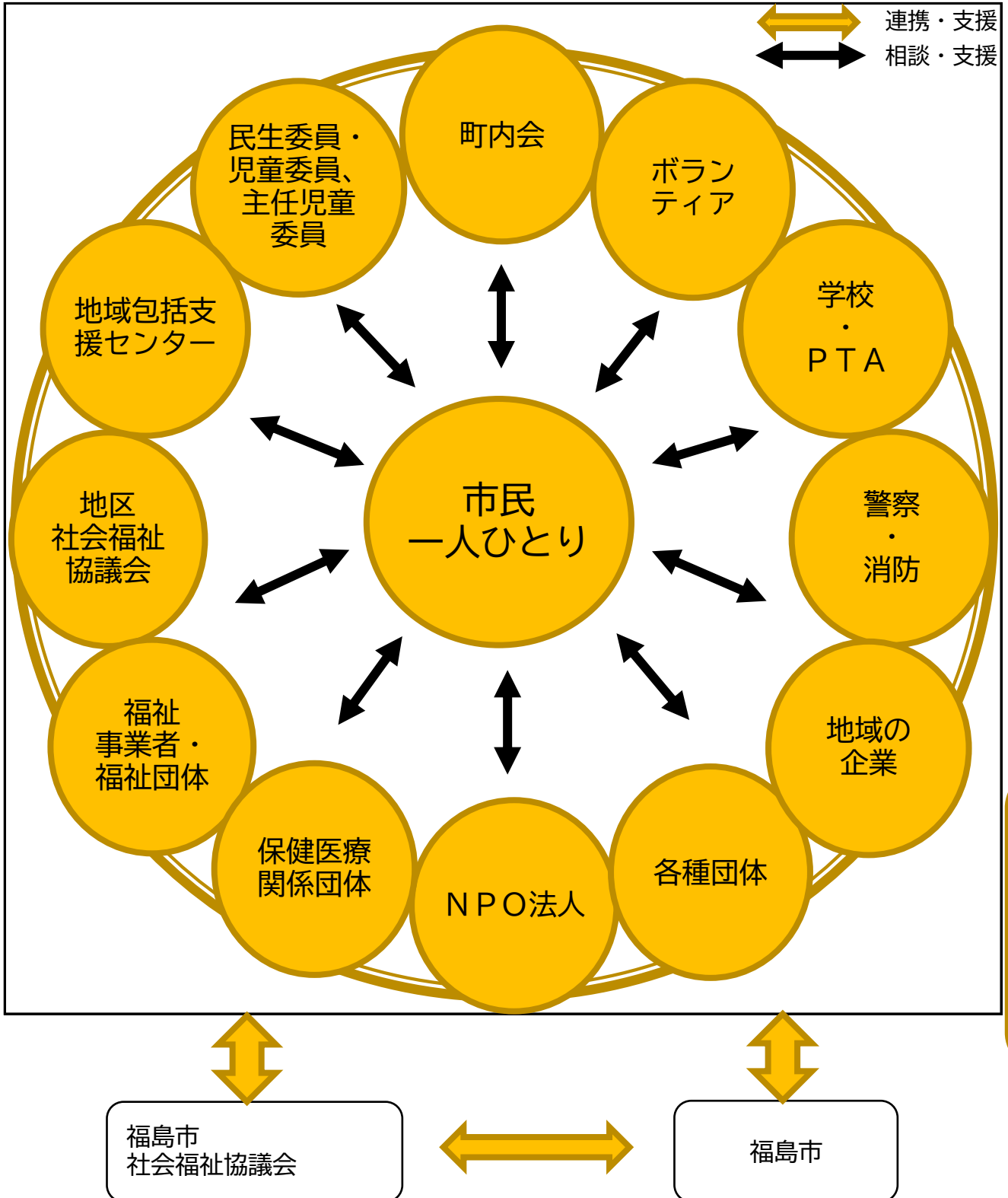


1

計画の推進

(1) 市民・地域・事業者・行政による計画の推進

地域福祉を推進していくには、市民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、それらが相互に連携することが重要です。



第4章  
計画の推進

## (2) 福島市社会福祉協議会との連携による推進

福島市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられており、福島市社会福祉協議会では、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、福祉団体への支援を通じて地域に密着した様々な事業を実施しています。

また、市内26地区にある地区協議会は、地域においてよりきめ細やかな地域福祉活動の支援を推進するため、地域の実情に応じた事業を効果的に行う役割を担っています。

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を定めた「地域福祉計画」と福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉の理念や方向性を実現するための具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪のような関係にあります。

福島市の「地域福祉計画」と福島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が地域福祉の推進のための理念や方向性などを共有し、共に相互連携・協力し、計画を強力に推進することが極めて重要となります。

本計画の基本理念・基本目標を達成するため、福島市社会福祉協議会との連携を図り、本計画と地域福祉活動計画を連携させながら、各種福祉施策を推進します。

### (3) 計画の推進及び進行管理

#### 1 計画の推進体制

地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、問題点を的確に把握し、評価を行うための組織を設置します。

##### ①福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「分科会」）

計画の推進についての協議と評価を行う分科会を設置します。分科会では計画の推進方法の検討や進行管理、次期計画に向けた見直しを行います。市民の意見を反映するため、委員は学識経験者、福祉関係者などで構成します。

##### ②福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会(以下「委員会」)

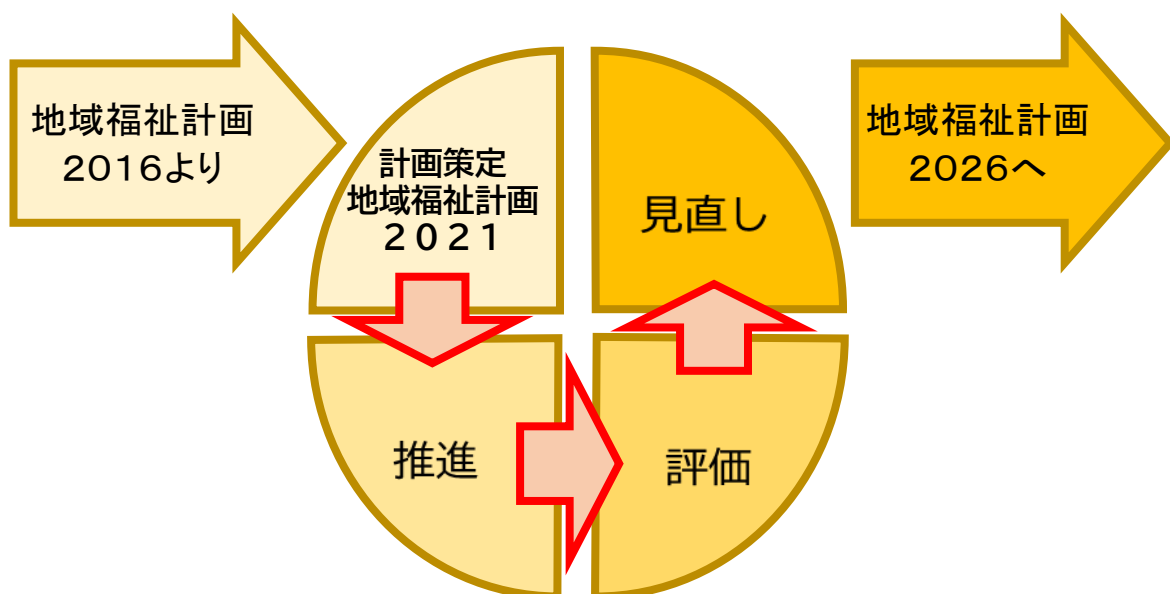
全庁で計画推進に取り組むため、「福島市地域福祉計画2021庁内策定委員会」を設置し、庁内における計画の取り組み状況の確認や検証を行います。

#### 2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、分科会及び委員会が主体となり、計画策定・推進・評価・見直しのサイクルにより、実効性のある取り組みを行い、計画推進へ向けた施策の更なる改善及び次期計画策定へとつなげます。

なお、地区懇談会やアンケートを実施し、分科会での評価の参考とします。

#### ○進行管理のイメージ



# 1 計画の推進

## (3) 計画の推進及び進行管理

### 3 計画の周知・啓発

地域福祉の推進のために計画自体の周知を図り、地域における主体的な活動を推進します。

#### ①計画の配布・設置による周知・啓発

計画(概要版)の配布や市の公共施設及び日常的に市民が目にする場所への設置により、周知・啓発を図ります。

#### ②様々な媒体による周知・啓発

市の広報誌やホームページをはじめ、SNSなどの市の各種媒体やマスメディアへの情報提供により、広く計画の周知を図ります。

#### ③出前講座による周知・啓発

地域福祉計画に沿って、市民の皆さんと行政とが一緒に地域福祉について考える講座を出前講座として登録し、市民参加型の周知を図ります。

#### ④各関係機関との連携による周知・啓発

市の福祉関係事業のほか、各関係機関が行う地域福祉に関する事業や団体の活動、さらに教育機関などと連携を図り、さまざまな場面において、計画の周知を図ります。